

令和 3 年度全国通訳案内士試験公示

通訳案内士法（昭和 24 年法律第 210 号）第 8 条の規定による令和 3 年度全国通訳案内士試験を次のとおり実施することとしたので、通訳案内士法施行規則（昭和 24 年運輸省令第 27 号）第 2 条の規定に基づき、公示する。

令和 3 年 7 月 14 日

観光庁長官 和田 浩一

1 試験科目

(1) 筆記試験

(ア) 外国語（英語、中国語、韓国語、フランス語、スペイン語、ドイツ語、イタリア語、ポルトガル語、ロシア語、及びタイ語、全言語マークシート方式）

英語、フランス語、スペイン語、ドイツ語、中国語、イタリア語、ポルトガル語、ロシア語、韓国語及びタイ語のうち、受験者の選択する一カ国語（ただし、今年度一つの外国語科目が免除となり、併せて他の外国語科目の受験を希望する場合、又は二つの外国語科目が免除となる場合は二カ国語の申請を可能とする。）

(イ) 日本地理（マークシート方式）

(ウ) 日本歴史（マークシート方式）

(エ) 産業、経済、政治及び文化に関する一般常識（マークシート方式）

(オ) 通訳案内の実務（マークシート方式）

(2) 口述試験

通訳案内の実務（筆記試験で選択した外国語による通訳案内の現場で必要とされるコミュニケーションを図るための実践的な能力）

2 受験資格、試験期日、試験場所及び合格者の発表

(1) 筆記試験

受験資格 年令、性別、学歴、国籍その他の制限はない。

試験期日 令和 3 年 9 月 26 日（日）

(ア) 外国語：午前 11 時から午後 0 時 30 分までの 90 分間

(イ) 日本地理：午後 1 時 40 分から 2 時 10 分までの 30 分間

(ウ) 日本歴史：午後 2 時 40 分から 3 時 10 分までの 30 分間

(エ) 産業、経済、政治及び文化に関する一般常識：午後 3 時 40 分から 4 時 00 分までの 20 分間

(オ) 通訳案内の実務：午後 4 時 30 分から 4 時 50 分までの 20 分間

試験場所 札幌市、東京近郊、大阪近郊、福岡市、沖縄県

試験場は、受験票交付（ウェブ上に設定する個人ページ（以下「マイページ」という。）にて交付）の際に受験者に通知する。

合格者の発表 令和 3 年 11 月 11 日（木）（予定）に、マイページで合否を通知する。なお、不合格者のうち一部の科目について合格点を得た者にはマイページで当該科目を通知する。

(2) 口述試験

受験資格 筆記試験に合格した者

試験期日 令和 3 年 12 月 12 日（日）

試験場所 英語、中国語、韓国語については、東京近郊、又は大阪近郊（英語、中国語又は韓国語の受験者で筆記試験を東京近郊、又は大阪近郊で受験した者は当該受験場所と同一の地域で口述試験を受験しなければならない。）

英語、中国語、韓国語以外の外国語については、東京近郊

試験場及び試験時間は、筆記試験の合格通知の後、当該合格者にマイページで通知する。

合格者の発表 令和 4 年 2 月 4 日（金）（予定）に、合格者氏名を官報で公示する。また、受験者にはマイページで試験の合否を通知する。

合格者には全国通訳案内士試験合格証書を郵送、不合格者のうち筆記試験に合格した者には筆記試験合格証書をマイページで、それぞれ交付する。

3 受験手続

(1) 受験願書受付期間及び受付時間

令和 3 年 7 月 19 日（月）から同年 8 月 18 日（水）までとし、電子申請にて受け付ける。ただし、免除申請の書類の内、4 ⑱及び⑲の開封無効の大学入試センターの成績証明のみ、別途郵送にて提出することとする。

(2) 受験手数料

受験手数料 11,700 円（二カ国語受験の場合は 23,400 円）をクレジットカード決済又はコンビニエンス・ストアでの払込みとする。なお、受験手数料は受理した後は返還しない。

(3) 免除申請書類 4 ⑱及び⑲の大学入試センターが発行する得点を示す書類（開封無効）の郵送先・お問い合わせ先
〒790-0011 愛媛県松山市千舟町 4 丁目 3-7 青野ビル

株式会社 T K P コミュニケーションズ内 全国通訳案内士試験事務局

（電話番号）050-3659-6494

（午前 10 時 00 分～午後 5 時 00 分（土日祝日年末年始除く））

4 試験の一部免除

(1) 令和 2 年度全国通訳案内士試験（以下「前年度試験」という。）のうち、筆記試験科目を受験して合格し、口述試験に不合格であった者及び口述試験を受験しなかった者については、令和 3 年度全国通訳案内士試験（以下「当年度試験」という。）のうち筆記試験を願により免除する。

(2) 一の外国語による全国通訳案内士試験に合格した者が、他の外国語による当年度試験を受験する場合は、筆記試験科目のうち(イ)日本地理、(ウ)日本歴史、(エ)産業、経済、政治及び文化に関する一般常識並びに(オ)通訳案内の実務を願により免除する。ただし、平成 29 年度以前に合格した者が、(オ)通訳案内の実務の免除を受けるためには、当該科目に関して観光庁長官が行う研修を修了することを要する。

(3) 前年度試験の筆記試験のうち一部の科目について合格点を得た者については、当年度試験に限り、当該科目を願により免除する。

(4) 一の外国語による地域限定通訳案内士試験に合格した者が、当該外国語による当年度試験を受験する場合は、筆記試験科目のうち(ア)外国語を願により免除する。

(5) 総合旅行業務取扱管理者試験又は国内旅行業務取扱管理者試験に合格した者（一般旅行業務取扱主任者試験及び国内旅行業務取扱主任者認定証保有者及び国内旅行業務取扱主任者認定証保有者を含む。）については、当年度試験のうち筆記試験科目の(イ)日本地理を願により免除する。

(6) 公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定の 1 級に合格した者については、当年度試験のうち筆記試験科目の(ア)外国語（英語に限る。）を願により免除する。

(7) Educational Testing Service が制作する TOEIC Listening & Reading Test（公開テストに限る。）について 900 点以上、TOEIC Speaking Test（公開テストに限る。）について 160 点以上又は TOEIC Writing Test（公開

テストに限る。）について 170 点以上を得た者（当該得点を得たテストの行われた日の属する年度又はその翌年度に実施される全国通訳案内士試験を受ける者に限る。）については、当年度試験のうち筆記試験科目の(ア)外国語（英語に限る。）を願により免除する。

(8) 公益財団法人フランス語教育振興協会が実施する実用フランス語技能検定試験の 1 級に合格した者については、当年度試験のうち筆記試験科目の(ア)外国語（フランス語に限る。）を願により免除する。

(9) 公益財団法人日本スペイン協会が実施するスペイン語技能検定の 1 級に合格した者については、当年度試験のうち筆記試験科目の(ア)外国語（スペイン語に限る。）を願により免除する。

(10) Instituto Cervantes が制作する D E L E の C 1 又は C 2 若しくは Superior に合格した者については、当年度試験のうち筆記試験科目の(ア)外国語（スペイン語に限る。）を願により免除する。

(11) 公益財団法人ドイツ語学文学振興会が実施するドイツ語技能検定試験の 1 級に合格した者については、当年度試験のうち筆記試験科目の(ア)外国語（ドイツ語に限る。）を願により免除する。

(12) 一般財団法人日本中国語検定協会が実施する中国語検定試験の 1 級に合格した者については、当年度試験のうち筆記試験科目の(ア)外国語（中国語に限る。）を願により免除する。

(13) 中国政府教育部孔子学院 **总部／国家汉办** が制作する漢語水平考試（H S K）6 級 180 点以上（旧 H S K 高等試験 9 級以上）の資格を有する者については、当年度試験のうち筆記試験科目の(ア)外国語（中国語に限る。）を願により免除する。

(14) 特定非営利活動法人国際市民交流のためのイタリア語検定協会が実施する実用イタリア語検定試験の 1 級に合格した者については、当年度試験のうち筆記試験科目の(ア)外国語（イタリア語に限る。）を願により免除する。

(15) 特定非営利活動法人ハングル能力検定協会が実施する「ハングル」能力検定試験の 1 級に合格した者については、当年度試験のうち筆記試験科目の(ア)外国語（韓国語に限る。）を願により免除する。